



長野労働局発表（2-57）  
令和2年11月25日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 宮澤 明芳
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

## 長野県各種商品小売業最低賃金が改正されます ～12月31日から時間額857円に～

長野労働局長（中原 正裕）は、現行の長野県各種商品小売業最低賃金を2円引上げ、時間額857円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正については、令和2年10月26日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から現行の時間額855円を2円引上げて857円（引上げ率0.23%）に改正することが適当である旨の答申があり、今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て長野県各種商品小売業最低賃金を時間額857円とする決定を行い、本日（11月25日）、官報公示を行いました。
- 2 これより、長野県各種商品小売業最低賃金は、令和2年12月31日から時間額857円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した長野県各種商品小売業最低賃金の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。

（参考）

長野県各種商品小売業最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	800円	817円	835円	855円	857円
対前年度引上げ額	14円	17円	18円	20円	2円
対前年度引上げ率	1.78%	2.13%	2.20%	2.40%	0.23%